

鹿沼市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備の設置事業との
調和に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鹿沼市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備の設置事業との調和に関する条例（平成29年鹿沼市条例第23号。以下「条例」という。）第33条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業区域に含まれる隣接地)

第2条 条例第2条第5号エの規則で定める土地は、当該土地における設置事業（以下この条において「関連事業」という。）が同号エの当該土地に係る設置事業（以下この条において「主事業」という。）に着手する日の3年前までに着手され、かつ、関連事業及び主事業が次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 関連事業及び主事業の設置事業者が同一であるとき。
- (2) 関連事業及び主事業において再生可能エネルギー発電設備（送電に係る電線、電柱等を含む。）を共用しているとき。
- (3) 関連事業の事業区域に含まれる土地及び主事業の事業区域に含まれる土地の所有者が同一であるとき。

(保全地区の指定に係る告示事項)

第3条 条例第8条第4項（条例第9条第2項において準用する場合を除く。以下この項において同じ。）の規定により告示する事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 保全地区を指定した年月日
 - (2) 保全地区の位置及び範囲が分かる事項
 - (3) 保全地区として指定した理由
 - (4) 条例第8条第4項に規定する縦覧の場所及び期間
 - (5) 保全地区の指定に係る問合せ先
- 2 条例第8条第4項（条例第9条第2項において準用する場合に限る。）の規定により告示する事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 保全地区を変更し、又は解除した年月日
- (2) 保全地区の変更にあっては、変更前及び変更後の保全地区の位置及び範囲が分かる事項
- (3) 保全地区の解除にあっては、解除された保全地区の位置及び範囲が分かる事項
- (4) 保全地区の変更又は解除をした理由
- (5) 前項第4号及び第5号に掲げる事項

(許可の申請)

第4条 許可申請は、設置事業許可申請書（様式第1号）に、次に掲げる図書を添えてしなければならない。

- (1) 設置事業計画書（様式第2号）
- (2) 申請予定者及び請負、委任等により設置事業を行う者（以下「申請予定者等」という。）に係る住民票の写し（これらの者が法人である場合にあっては、当該法人に係る登記事項証明書）
- (3) 事業区域の位置図
- (4) 事業区域の範囲を示した図面
- (5) 事業区域及び近隣区域（以下この条において「事業区域等」という。）に含まれる土地に係る登記事項証明書
- (6) 事業区域等に含まれる土地を所有する者の一覧表
- (7) 事業区域等に含まれる土地に係る公図
- (8) 事業区域の利用計画に係る平面図
- (9) 事業区域に含まれる土地の求積図
- (10) 事業区域の造成計画に係る平面図及び断面図
- (11) 事業区域の排水計画に係る平面図及び断面図
- (12) 擁壁の背面図及び断面図
- (13) 再生可能エネルギー発電設備の構造図及び透視図（着色したものに限る。）
- (14) 事業区域内に設置する工作物（再生可能エネルギー発電設備を除く。）の構造図
- (15) 立地環境に関する概要書（様式第3号）
- (16) 申請予定者等が条例第13条第2項に該当しない旨を証する書類
- (17) 前各号に掲げる図書のほか、市長が必要と認めるもの
(説明会)

第5条 申請予定者は、条例第11条第1項（条例第15条第3項において準用する場合を含む。）に規定する説明会において、少なくとも次に掲げる事項を近隣住民等に説明しなければならない。

- (1) 事業区域及び近隣区域の範囲
- (2) 事業区域において設置事業を施行するに当たり必要となる他の法令等の許認可の内容
- (3) 事業区域における自然環境、景観及び災害の発生に関する現状及び特色
- (4) 設置事業の施行期間及び工事内容
- (5) 再生可能エネルギー発電事業の内容
- (6) 設置事業により自然環境等に与える影響

- (7) 前号の影響から自然環境等を保全するための措置
 - (8) 設置事業に係る意見の申出、苦情等の連絡先窓口に関する事項
 - (9) その他事業区域及びその周辺地域における自然環境等の実情に応じて、市長が必要と認める事項
- 2 条例第11条第2項（条例第15条第3項において準用する場合を含む。）の規定による届出の様式は、説明会開催届（様式第4号）とする。
- 3 条例第11条第3項（条例第15条第3項において準用する場合を含む。）の規定による公表は、次に掲げる事項を市広報紙及び市ホームページへの掲載により行うものとする。
- (1) 説明会に係る設置事業の事業区域の代表地番及び面積
 - (2) 説明会に係る再生可能エネルギー発電設備の種類及び発電規模
 - (3) 説明会を開催する年月日及び時間並びに場所
 - (4) 説明会を開催する設置事業者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先窓口
 - (5) その他説明会について市民に周知する必要があると市長が認める事項
- 4 条例第11条第5項（条例第15条第3項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、説明会を開催した日から起算して7日以内に、説明会結果届（様式第5号）に次に掲げる図書を添付してしなければならない。
- (1) 説明会で配付した資料
 - (2) 近隣住民等からの質問、当該質問への回答、説明会に参加した近隣住民の人数等が記載された会議録
 - (3) 説明会において、近隣住民等から意見の申出があった場合にあっては、当該意見を申し出た者の住所及び氏名並びに当該意見の内容を記載した書類
 - (4) その他事業区域及びその周辺地域における自然環境等の実情に応じて、市長が必要と認める図書
(意見申出及び協議)
- 第6条 条例第12条第1項（条例第15条第3項において準用する場合を含む。）の規定による意見の申出は、説明会を開催した日から起算して14日以内に、設置事業に係る意見申出書（様式第6号。次項及び第3項において「申出書」という。）を市長に提出してしなければならない。
- 2 市長は、申出書の提出を受けたときは、直ちに当該申出書の写しを申請予定者に送付するものとする。
- 3 条例第12条第2項（条例第15条第3項において準用する場合を含む。）の規定による近隣住民等との協議（次項において「近隣住民等協議」という。）は、

説明会又は前項の規定による送付があった日から起算して14日以内に、意見を申し出た近隣住民等（以下この条において「申出者」という。）に、それぞれ次に掲げる資料（以下この条において「見解書等」という。）を交付してしなければならない。

- (1) 当該申出書への見解を記載した書類
- (2) 前号の見解の内容が適正である旨を疎明する資料
- (3) その他市長が協議に必要と認める書類

4 申請予定者は、近隣住民等協議をするときは、申出者が協議の内容を十分に理解することができるよう、見解書等に記載した内容、理由等について具体的な説明をしなければならない。

5 条例第12条第3項（条例第15条第3項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、近隣住民等協議をした日から起算して7日以内に、近隣住民等協議状況届（様式第7号）に見解書等の写しを添付してしなければならない。

（自然環境の保全に関する許可基準）

第7条 条例第13条第1項第1号（条例第15条第3項において準用する場合を含む。）の周辺地域における自然環境の保全について規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 事業区域において、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第2条第1項に規定する鳥獣を保護するための措置がとられていること。
- (2) 設置事業において事業区域内に生育する樹木の伐採をする場合にあっては、当該伐採が再生可能エネルギー発電設備の設置、事業区域への進入路の敷設、排水施設等の設置のために必要最小限のものであること。

（景観の保全に関する許可基準）

第8条 条例第13条第1項第2号（条例第15条第3項において準用する場合を含む。）の周辺地域における景観の保全について規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 事業区域に設置する再生可能エネルギー発電設備の高さ、形状、色彩等が周辺の景観と調和したものであること。
- (2) 設置事業において設置する再生可能エネルギー発電設備が山の稜線その他の周辺地域における重要な景観に係る眺望の支障とならないこと。
- (3) 事業区域に含まれる土地と隣接する事業区域に含まれない土地との間に別表で定める幅の緩衝帯が設けられていること。
- (4) 前号の緩衝帯に、芝草、樹木、岩石その他の周辺の景観との調和を図るために

に必要なものが適切に配置されていること。

(5) 再生可能エネルギー発電設備が事業区域に近接する道路、公園その他公共の場所から視認することができないよう低木、塀等を設置していること。

(災害の防止に関する許可基準)

第9条 条例第13条第1項第3号（条例第15条第3項において準用する場合を含む。）の周辺地域における災害発生の防止について規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 事業区域に次に掲げる区域又は土地が含まれていないこと。

ア 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項に規定する地すべり防止区域

イ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域

ウ 森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項又は第25条の2第1項の規定により指定された保安林が所在する土地

(造成計画に関する許可基準)

第10条 造成計画に関する条例第13条第1項第4号（条例第15条第3項において準用する場合を含む。）の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 事業区域において切土、盛土等の土地の造成を行う場合は、当該造成が再生可能エネルギー発電設備の設置、事業区域への進入路の敷設、排水施設等の設置のために必要最小限のものであること。

(2) 事業区域において、垂直方向1メートルに対し水平方向2メートルを超える勾配がある場合は、当該勾配に宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第6条第1項に規定する技術的基準（次条第3号において「擁壁技術基準」という。）を満たす擁壁を設置すること。

(3) 前2号に定めるもののほか、事業区域における造成計画が宅地造成等規制法施行令第5条に規定する技術的基準及び市長が別に定める基準を満たすものであること。

(施設の設置場所、構造等に関する許可基準)

第11条 施設の設置場所、構造等に関する条例第13条第1項第4号（条例第15条第3項において準用する場合を含む。）の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 事業区域の雨水その他地表水を適切に排除するため、必要な排水施設（以下の条において「排水施設」という）が設置されていること。

(2) 排水施設については、鹿沼市開発許可等審査基準に規定する技術上の基準を

満たすこと。

ただし、事業面積が3,000m²未満のものは、これにあたらない。

事業面積が、3,000m²未満の場合は、下記の要件を満足する場合に限り、排水施設の断面の決定及び容量算定を要しないこととする。

1 雨水を処理するために、適切に浸透枠等が設置されるような設計がなされていること。

2 当該排水によって、事業区域及びその周辺の地域に溢水等による被害が生じないような構造になっていること。

(3) 事業区域において設置する擁壁が擁壁技術基準を満たすこと。

(4) 排水施設の排水量に対し、放流先の下水道、排水路、河川等の排水能力が不足する場合は、当該排水能力に応じて、雨水その他地表水を一時的に貯留する調整池その他の施設を事業区域に設置していること。

(地形等の状況に応じて講すべき措置に関する許可基準)

第12条 地形等の状況に応じて講すべき措置に関する条例第13条第1項第4号(条例第15条第3項において準用する場合を含む。)の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 事業区域の地盤が軟弱な場合は、土の置換え、水抜きその他の措置を講ずること。

(2) 事業区域において盛土をする場合は、地山と盛土部分との間で滑りが生じないよう、段切りその他の必要な措置を講ずること。

(3) 事業区域において盛土をする場合は、盛土部分の土砂が崩壊しないよう、締固めその他の必要な措置を講ずること。

(4) 事業区域と隣接する事業区域以外の土地との間に、柵、塀、フェンス等の工作物を設置すること。

(公共施設の構造等への支障の防止に関する許可基準)

第13条 条例第13条第1項第5号(条例第15条第3項において準用する場合を含む。)の公共施設の構造等への支障の防止について規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 幅員が4メートル未満の道路が事業区域に隣接をしている場合は、当該隣接をしている部分について4メートル以上の幅員を確保することその他の事業区域における災害又は事故の発生時における緊急車両並びに設置事業及び再生可能エネルギー発電事業に係る車両の通行において安全を確保するための措置を講ずること。

(2) 大型車の通行等による道路、河川、水路その他の公共施設の破損等を防止す

るための措置を講ずること。

(生活環境の保全に関する許可基準)

第14条 条例第13条第1項第6号（条例第15条第3項において準用する場合を含む。）の生活環境の保全のために必要な措置として規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 再生可能エネルギー発電設備により、事業区域に近接する住宅、道路等への太陽光の反射が生ずる場合は、当該反射の原因となる太陽光パネル（太陽光を電気に変換する設備をいう。）を太陽光の透過性が高いものとするなど、太陽光の反射の軽減又は反射光の減光をするための措置を講ずること。
- (2) 再生可能エネルギー発電設備から発生する騒音が、事業区域及び近隣地域における騒音の規制基準を満たすための措置を講ずること。
- (3) 再生可能エネルギー発電設備から悪臭が発生する場合は、当該悪臭が事業区域を超えて発散しないよう必要な措置を講ずること。
- (4) 設置事業の完了後において、再生可能エネルギー発電設備を定期的に維持、管理又は補修するための体制が整えられていること。
- (5) 再生可能エネルギーの架台の構造が、建築基準法（昭和25年法律第201号）第20条第1項に規定する基準を満たすこと又は当該基準を満たすものに準ずると市長が認めるものであること。
- (6) 設置事業に係る工事、資材の搬入又は設置等を行う時間、期間等が、近隣住民の生活環境に与える影響を最小限のものとすること。
- (7) 再生可能エネルギー発電設備が電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）に定める技術基準に適合していること。
- (8) 近隣住民等からの苦情、要望等を受け付ける窓口を設置し、かつ、当該苦情、要望等に適切に対応するための体制が整えられていること。

(許可の通知等)

第15条 市長は、許可について決定をしたときは、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式により、当該決定の内容を許可申請をした設置事業者に通知するものとする。

- (1) 許可する旨の決定 設置事業許可通知書（様式第8号）
- (2) 不許可とする旨の決定 設置事業不許可通知書（様式第9号）

2 条例第13条第4項（条例第15条第3項において準用する場合を含む。）の規定による公表は、次に掲げる事項を市広報紙及び市ホームページへの掲載により行うものとする。

- (1) 許可番号

- (2) 許可事業者等の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (3) 許可に係る設置事業の事業区域の代表地番及び面積
- (4) 許可に係る再生可能エネルギー発電設備の種類及び発電規模
- (5) 許可に係る設置事業の実施期間
- (6) 許可事業に係る苦情の窓口及び条例第19条第1項の規定による閲覧の場所及び時間
- (7) その他市長が設置事業又は再生可能エネルギー発電事業について、市民に周知する必要があると認める事項

（変更許可の申請等）

第16条 変更許可の申請は、設置事業変更許可申請書（様式第10号）に、変更の内容が分かる図書を添付してしなければならない。

2 条例第15条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

- (1) 条例第10条第2項第1号に掲げる事項
- (2) 条例第10条第2項第3号に掲げる事項
- (3) 条例第10条第2項第14号に掲げる事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、事業区域の現況、設置事業の規模等を勘案し、市長が設置事業計画書の内容を再度審査する必要がないと認める事項

3 市長は、変更許可について決定をしたときは、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式により、当該決定の内容を変更許可の申請をした許可事業者等に通知するものとする。

- (1) 許可する旨の決定 設置事業変更許可通知書（様式第11号）
- (2) 不許可とする旨の決定 設置事業変更不許可通知書（様式第12号）

（変更の届出）

第17条 条例第15条第2項の規定による届出は、設置事業変更届（様式第13号）に、同項の軽微な変更の内容が分かる書類を添付してしなければならない。
（地位承継の届出）

第18条 条例第16条第2項の規定による届出は、設置事業一般承継届（様式第14号）に承継の内容が分かる書類を添付してしなければならない。
（承継の承認）

第19条 条例第16条第3項に規定する承認を受けようとする者は、設置事業承継承認申請書（様式第15号）に承継の内容が分かる書類を添付して、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、承認の可否について設置事業承継承認（不承認）通知書（様式第16号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（許可事業の施行に係る標識）

第20条 条例第17条の標識の様式は、設置事業許可標識（様式第17号）とする。

（搬入車両への表示）

第21条 条例第18条の規定により搬入車両に表示しなければならない事項（次項において「表示事項」という。）は、次に掲げる事項とする。

(1) 許可事業に係る許可番号

(2) 許可事業者等の氏名（法人にあっては、名称）

(3) 許可事業に係る再生可能エネルギー発電設備を搬入する車両である旨

2 表示事項は、次の各号に掲げる表示事項の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める大きさの文字及び認識しやすい色を用いて、車両の両側面に鮮明に表示することとする。

(1) 前項第1号及び第2号に掲げる事項 日本工業規格Z8305に規定する90ポイント以上

(2) 前項第3号に掲げる事項 日本工業規格Z8305に規定する140ポイント以上

（関係書類の閲覧）

第22条 許可事業者は、条例第19条第1項の規定による書類の閲覧について、あらかじめ場所及び時間を定めなければならない。この場合において、当該場所及び時間は、近隣住民等の便宜を十分に配慮するものとする。

2 条例第19条第1項の規定は、許可事業者等が同条第1項の書類の写しを近隣住民等に交付することを妨げるものではない。

（許可事業の着手届）

第23条 条例第20条の規定による許可事業の着手に係る届出の様式は、許可事業着手届（様式第18号）とする。

（許可事業に係る完了等の届出）

第24条 条例第21条第1項の規定による許可事業の完了、廃止、停止又は再開に係る届出の様式は、許可事業完了（廃止・停止・再開）届（様式第19号）とする。

2 条例第21条第2項の検査済証の様式は、許可事業完了検査済証（様式第20号）とする

3 市長は、条例第21条第2項の規定による検査の結果、許可事業が同項の内容に適合していないと認めるときは、その旨を許可事業完了検査不適合通知書（様式第21号）により、当該検査に係る許可事業者に通知するものとする。

（保全地区以外の場所における設置事業の届出等）

第25条 条例第22条第1項の規定による届出は、保全地区外における設置事業届（様式第22号）に、第4条第3号から第6号まで、第8号、第9号、第13号（透視図を除く。）及び第17号に掲げる図書を添付してしなければならない。

2 条例第22条第2項（条例第24条第2項において準用する場合を含む。）の規定による公表は、次に掲げる事項を市広報紙及び市ホームページへの掲載により行うものとする。

- (1) 届出事業に係る事業区域の代表地番及び面積
- (2) 届出事業に係る再生可能エネルギー発電設備の種類及び発電規模
- (3) 届出事業者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先窓口
- (4) その他届出事業について市民に周知する必要があると市長が認める事項

（保全地区以外の場所における設置事業の変更届）

第26条 条例第24条第1項の規定による届出事業に係る変更の届出は、届出事業変更届（様式第23号）に、当該変更の内容が分かる図書を添付してしなければならない。

（審議会の組織）

第27条 鹿沼市再生可能エネルギー発電設備設置審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長1人を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（審議会の運営）

第28条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

5 審議会の庶務は、環境部において処理する。

6 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(勧告)

第29条 条例第26条の規定による勧告は、設置事業に係る勧告書（様式第24号）によりするものとする。

(命令)

第30条 条例第27条の規定による命令は、設置事業に係る命令書（様式第25号）によりするものとする。

(許可又は変更許可の取消し)

第31条 条例第28条の規定による許可又は変更許可の取消しは、設置事業許可（変更許可）取消通知書（様式第26号）によりするものとする。

(公表)

第32条 条例第29条第1項又は第2項の規定による公表は、市広報紙及び市ホームページへの掲載により行うものとする。

2 条例第29条第3項の意見を述べる機会は、鹿沼市行政手続条例（平成9年鹿沼市条例第16号）第3章第3節の規定により付与するものとする。

(身分を示す証明書)

第33条 条例第30条第2項の身分を示す証明書の様式は、立入検査に係る身分証明書（様式第27号）とする。

(補則)

第34条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第25条から第28条まで及び第33条の規定は、平成29年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 条例附則第5項の規定により読み替えて適用される条例第22条第1項の規定により保全地区において行う設置事業について届出をする場合又は当該届出をした設置事業について条例第24条の規定により変更の届出をする場合は、第25条第1項又は第26条に規定する様式は、それぞれ所要の修正をして使用することができるものとする。

3 この規則の施行後最初に開かれる会議は、第28条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第11条の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る設置事業について適用し、同日前の申請に係る設置事業については、なお従前の例による。

別表（第8条関係）

事業区域全体の面積	緩衝帯の幅
1ヘクタール以上1.5ヘクタール未満	4メートル
1.5ヘクタール以上5ヘクタール未満	5メートル
5ヘクタール以上15ヘクタール未満	10メートル
15ヘクタール以上25ヘクタール未満	15メートル
25ヘクタール以上	20メートル